

# 家畜伝染病予防法に係る 政省令及び告示の主な改正事項（案）

令和 8 年 3 月 27 日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

## 1. 法改正事項に関連する改正

### (1) 国内防疫に係る改正

#### 【施行令（政令）】

- ① 水牛をランピースキン病の対象家畜に追加し（第 1 条）、あわせてランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和 7 年政令第 256 号）を廃止する（諮問事項）
- ② ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務について、家畜防疫員の指示に従い当該死体を解体してその一部を化製処理等する場合は、例外とする（第 6 条）
- ③ 都道府県知事が行う研修を受け、登録を受けた飼養衛生管理者（登録飼養衛生管理者）が接種できる動物用生物学的製剤は、豚熱ワクチンとする（新設）

#### 【施行規則（省令）・告示】

- ① 豚熱発生時に全頭殺処分を行う都道府県の区域は、北海道とする（新設）
- ② 登録飼養衛生管理者に関する詳細規定を整備する（新設）
  - ア 登録飼養衛生管理者が動物用生物学的製剤を使用できる衛生管理区域の要件として、
    - (ア) 衛生管理区域（当該衛生管理区域が所在する農場の区域を含む。）において動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていること
    - (イ) 家畜の所有者が、衛生管理区域における衛生管理の方法について過去 1 年以内に家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 6 第 1 項及び法第 34 条の 2 第 1 項の規定による勧告を受けていないことを規定。
  - イ 登録飼養衛生管理者研修の課程について、動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むことを規定。
  - ウ 登録飼養衛生管理者に係る登録申請について、申請手続及び登録すべき事項について規定。
  - エ 登録飼養衛生管理者の欠格事由となる心身の故障について、精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないことを規定。

- オ 罰金以上の刑に処されたこと等により、登録飼養衛生管理者の欠格事由となる家畜衛生に関する法律として、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）及び獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）を規定。
- カ 登録飼養衛生管理者名簿に登載する事項として、登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤等を規定。
- キ 登録飼養衛生管理者に係る登録の更新について、更新手続等を規定。
- ク 登録飼養衛生管理者の更新研修に係る課程について、登録飼養衛生管理者として必要な知識及び技術の維持及び向上を図ることを目的として、動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識の習得に係るものをその内容に含むことを規定。
- ケ 変更の届出が必要となる事項について、飼養衛生管理者の住所及び飼養衛生管理者となっている衛生管理区域等を規定。
- コ 都道府県知事が登録の取消しを行った際に、理由を付し、その旨を登録の取消しの処分を受けた者に通知することを規定。
- サ 登録飼養衛生管理者が登録を取り消された場合や、登録飼養衛生管理者が変更の届出を行った場合などにおいて、都道府県知事が名簿の訂正等を行うための手続を規定
- ③ 都道府県が民間検査機関に委託した際に国が費用負担を行うことができる検査として「豚熱の免疫付与状況確認検査」を規定する（家畜伝染病予防法第 60 条第 1 項第 6 号から第 8 号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件（平成 16 年 6 月 2 日農林水産省告示第 1127 号）

## （２） 家畜防疫官の立入検査権限に係る改正

### 【施行規則（省令）】

- ① 家畜防疫官が食材店等に立ち入り、監視伝染病の病原体に汚染しているおそれがある物を集取した場合、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の通知を受けるまでの間、販売等が禁止される対象について、家畜防疫官が指定する際の方法を定める（新設）
- ② 家畜防疫官による立入検査で輸入禁止品等があった場合における廃棄基準を規定する（新設）
- ③ 家畜防疫官が食材店等に立ち入り、輸入禁止品等を廃棄した際の公表方法及び公表事項を定める（新設）

## 2. その他の改正

### （１） 輸入禁止品等の追加・範囲の明確化に係る改正

#### 【施行規則（省令）】

- ① 指定検疫物の対象から監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの

を除くことを明確化する（第 45 条）

- ② 空海港において輸入された指定検疫物に該当する畜産物であって、そのまま積み替えて第 3 国向けに輸出する物等について、農林水産大臣が定める要件に該当する場合には、輸入検査を省略できることを明確化する（第 45 条）
- ③ 肉製品を原料とする加工品、歯、牙等について、指定検疫物である旨を明確化する（第 45 条）

## 【告示】

- ① 輸入禁止品から監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものを除く（家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件（平成 29 年 2 月 28 日農林水産省告示第 306 号））
- ② 輸入禁止品からペットフード（非食用）であって農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した旨の輸出国政府発行の証明書が添付してあるものを除く（家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件（平成 29 年 2 月 28 日農林水産省告示第 306 号））
- ③ ②の加熱処理基準を新たに規定する（家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件の農林水産大臣の定める基準を定める件（昭和 47 年 8 月 18 日農林省告示第 1439 号））
- ④ 省令の改正事項の②の特例に係る農林水産大臣の定める要件を新たに規定する（家畜伝染病予防法施行規則第 45 条第 1 号ロからホまでの農林水産大臣が定める要件を定める件（平成 17 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1348 号））

## （２） 指定検疫物等の輸入手続に係る改正

### 【施行規則（省令）】

- ① 輸入禁止品を農林水産大臣の許可を受けて輸入しようとする場合、輸入許可証明書の交付を受けた者がこれを発送人に送付し、当該禁止品に添付して輸出国から発送しなければならない規定を削除する（第 44 条）
- ② 試験研究又は検査室内での検査の用に供するための陰性指示血清、肉又は臓器の加工抽出物、未分化細胞、薬剤添加血液を輸入する場合には、検査証明書の添付を求めないこととする（第 46 条）
- ③ 動物の輸入に関する事前届出の対象動物にうさぎ及び蜜蜂を追加する（第 47 条の 2）
- ④ うさぎ及び相手国政府が検査証明書の発行を求めている指定外動物の輸出に係る係留日数を、相手国政府の指定がない場合は 1 日から 12 時間以内に短縮することができる規定を追加する（第 50 条）
- ⑤ 輸出検査の事前申請が必要な対象動物に犬及びうさぎを追加する（第 51 条の 2）

⑥ 様式改正

ア 別記様式第二十号及び第二十一号の二（第 44 条、第 44 の 2）

荷送人及び荷受人の職業を削除

イ 別記様式第二十九号の一及び第二十九号の二の（1）（第 52 条）

買付又はひき付経路に係る記載を削除

ウ 別記様式第三十号の一及び二（第 54 条）

仕向国の欄を追加

エ 別記様式第四十九号の一（第 59 条）

家畜防疫官に食材店等への立入検査権限が付与されるため、該当条文を追記

以上